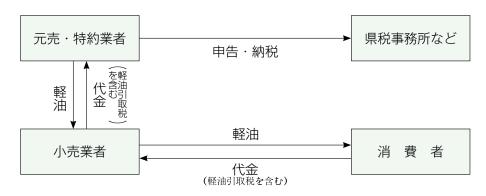
バス、トラックなどの燃料である軽油の引取りに対して課税される税金です。



納める人

特約業者(元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で、知事が指定した もの)又は元売業者(軽油の製造業者、輸入業者又は販売業者で総務大臣が指定したもの)から軽油の 引取りを行う人



消費者が支払う軽油代金には軽油引取税が含まれています。



納める額

1キロリットルにつき 32,100円 (1リットルにつき、32円10銭)



課税免除(免税軽油)

船舶や鉄道用車両、農林業用機械の動力源など、地方税法に定められた特定の用途に使われる軽油は、 申請により免税となります(令和9年3月31日まで)。

※ 専らレクリエーションの用(レクリエーションに関する事業の用を除く。)に供する船舶の動力 源は、令和7年3月31日までとなります。



申告と納税

ガソリンスタンドなどの経営者(元売業者又は特約業者)が、毎月分をまとめて翌月末日までに申告 して納めます。

●混和軽油などにも軽油引取税がかかります。

混和軽油を販売したり、灯油や重油などを自動車の燃料として販売や消費したときも、販売業者や消費した者に対して軽油引取税が課されます。

茨城県からのお知らせ

不正軽油に関する情報は、不正軽油110番まで

茨城県では、不正軽油による軽油引取税の脱税を調査・摘発するため、不正軽油 110 番を開設して、広く県民の皆様からの情報を受け付けています。不正軽油の製造・販売・使用についての情報をお寄せください。

☎ 0120 - 241 - 744 (フリーダイヤル 24 時間受付) Eメール zeimu6 @ pref.ibaraki.lg.jp

不正軽油による脱税とは

軽油に灯油や重油を混ぜた「混和軽油」や、灯油や重油を原料にして作り出す「製造軽油」を、正常な軽油のかわりにディーゼル車の燃料として販売・消費したり、灯油や重油をそのままディーゼル車に給油して、軽油引取税を脱税する行為です。

茨城県からのお知らせ

不正軽油に関わる全ての人が罰則の対象となります

- ○軽油引取税を脱税すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。なお、脱税額が1,000万円を超える場合には脱税額相当の罰金が科されます。
- ○不正軽油の製造に使われることを知って原材料・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、7年以下の懲役、700万円以下の罰金が科されます。
 - さらに法人には2億円以下の罰金が科されます。
- ○不正軽油と知って運搬・保管、購入・販売をすると、3年以下の懲役、300万円以下の罰金が科されます。 さらに法人には、1億円以下の罰金が科されます。
- ○知事による製造の承認を受けないで軽油を製造すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。
 - さらに製造した法人には3億円以下の罰金が科されます。
- ○帳簿書類等の調査や採油、質問などを拒否すると、1年以下の懲役、50万円以下の罰金が科されます。